

とくべつけいほう ぼうふうけいほうはつれい ともなう そ ち 特別警報および暴風警報発令に伴う措置について

かどましりつはやみしょうがっこう
門真市立速見小学校

ぼうふうけいほう とくべつけいほう はつれい ばあい ◆「暴風警報」もしくは「特別警報」発令の場合

1. 午前7時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合

→ 登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

2. 午前9時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合

→ 臨時休業とします。

3. 午前7時から午前9時の間に、「暴風警報」もしくは「特別警報」が解除された場合

→ 午前10時から授業を開始します。

9時45分から10時の間に学校に着くように集団登校させてください。

4. 児童が在校中に、「暴風警報」が発令された場合

→ 安全確保に留意の上、速やかに集団下校させます。その場合は、学校よりtetoruの一斉メールを配信します。

5. 児童が在校中に、「特別警報」が発令された場合

→ 教育委員会と協議の上、ただちに身を守るため避難等の措置をします。(基本的に児童は保護者が迎えにくるまで学校で待機します。)その場合は、学校よりtetoruの一斉メールを配信します。

おおあめけいほう こうずいけいほう はつれい ばあい ◆「大雨警報」「洪水警報」発令の場合

- ※ 府下の各市・市内各校の地域の状況により措置が異なります。何らかの措置を講じる場合は、教育委員会と協議の上、学校よりtetoruの一斉メールを配信します。

連絡のない場合は、平常どおり集団登校させて下さい。

てとる かにゆう かにゆう ねが ◆tetoruに加入されていないご家庭は、加入をしていただきますようよろしくお願いいたします。